

## ■ 要支援・事業対象の利用者様基本料金【蓮田市】

※2024年6月時点の料金

サービス・加算 項目	ご利用者の 要介護度	算定報酬(単位) 1ヶ月あたり	地域区分 単価(円)	利用料 (円)	ご利用者負担金 (円)		
					1割負担	2割負担	3割負担
通所型サービス21	事業対象者	月4回まで 436単位/回	10.27	月4回利用 17,911	1,791	3,582	5,373
	要支援1	月4回を超える場合 上限1,798単位/月	10.27	月4回以上 18,465	1,847	3,693	5,540
通所型サービス22	事業対象者	月5～8回まで 447単位/回	10.27	月8回利用 36,726	3,673	7,345	11,018
	要支援2	月8回を超える場合 上限3,621単位/月	10.27	8回以上 37,188	3,719	7,438	11,156
口腔機能向上加算Ⅱ	事業対象者 要支援1・2	160/月	10.27	1,643	164	329	493
サービス提供体制加算Ⅰ	事業対象者 要支援1	88/月	10.27	904	90	181	271
	事業対象者 要支援2	176/月	10.27	1,808	181	362	542
通所型独自送迎減算	事業対象者 要支援1・2	-47/片道	10.27	-483	-48	-97	-145
科学的介護推進体制加算	事業対象者 要支援1・2	40/月	10.27	411	41	82	123

※月の途中での利用開始や短期入所サービス利用の月では、日割りでのご請求となります。

- ・介護報酬総単位数 = 基本サービス費 + 各種加算
- ・1単位未満の単数は四捨五入。
- ・利用者負担金 = 単位数 (加算含む) × 10.27 × 各負担割合 (1円未満切り捨て)
- ・介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ) = 介護報酬総単位数 × 9.2% × 10.27

## ■ 要介護の利用者様基本料金【伊奈町・上尾市・蓮田市】

※2024年6月時点の料金

サービスの介護報酬		算定報酬 (単位)	地域区分 単価(円)	利用料 (円)	ご利用者負担金 (円)			算定回数
					1割負担	2割負担	3割負担	
通常規模型通所介護費 (3時間以上4時間未満)	要介護1	370	10.27	3,800	380	760	1,140	1回につき
	要介護2	423	10.27	4,344	434	869	1,303	1回につき
	要介護3	479	10.27	4,919	492	984	1,476	1回につき
	要介護4	533	10.27	5,474	547	1,095	1,642	1回につき
	要介護5	588	10.27	6,039	604	1,208	1,812	1回につき
個別機能訓練Ⅰイ		56	10.27	575	58	115	173	1日につき
個別機能訓練Ⅰロ		76	10.27	781	78	156	234	1日につき
個別機能訓練Ⅱ		20	10.27	205	21	41	62	1月につき
A D L維持等加算		60	10.27	616	62	123	185	1月につき
口腔機能向上加算Ⅱ		160	10.27	1,643	164	329	493	月に2回まで
サービス提供体制強化加算Ⅰ		22	10.27	226	23	45	68	1回につき
科学的介護推進体制加算		40	10.27	411	41	82	123	1月につき

※処遇改善加算Ⅰ 算定報酬総単位数 × 5.9% × 10.27 ※特定処遇改善加算Ⅰ 算定報酬総単位数 × 1.2% × 10.27